

地域包括支援センターの評価指標の 見直し等について

令和7年8月8日

枚方市 健康福祉部 健康づくり課

地域包括支援センターの評価指標の見直し

根拠

地域包括支援センターが実施する事業の評価

- ◆ 地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、事業の質の向上を図ること（介護保険法第115条の46第4項）
- ◆ 市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直しなどの措置を講じること（介護保険法第115条の46第9項）

見直し前

令和6年度までの地域包括支援センターの評価指標

- ◆ 国が示す評価指標による評価
- ◆ 本市独自の評価指標（包括的支援事業評価表）による評価

地域包括支援センターの評価指標の見直し

見直し後

令和7年度からの地域包括支援センターの評価指標

◆ 国が示す評価指標による評価（運営状況の評価）・・・ 資料④-2

法の趣旨を踏まえ、より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、評価指標の体系化・簡素化を図りつつ、市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価を行うため見直しが行われたもの。

◆ 本市独自の評価指標による評価（重点的な取組みの評価）・・・ 資料④-3

国が示す評価指標の見直しが行われたことに伴い、本市独自の評価指標についても、本市の事業において重点的に取り組む3項目に特化するものとして見直しを行ったもの。

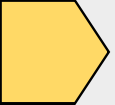
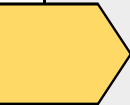
当該項目については、ひらかた高齢者保健福祉計画等と照らし適宜見直しを図る。

※ 評価自体は令和8年度から行う。

地域包括支援センターの評価等スケジュール

令和7年度

地域包括支援センターの評価等スケジュール表

	令和7年(2025年)						令和8年(2026年)		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【8月8日】令和7年度第2回枚方市地域包括支援センター運営等審議会									
国が示す評価指標による評価(運営状況の評価)									
評価結果をセンターへ説明									
令和8年度センター事業計画の策定に係る協議等									
令和7年度第4回枚方市地域包括支援センター運営等審議会 →評価結果の報告									